

令和3年8月31日

令和3年8月
新潟県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

新潟県後期高齢者医療広域連合議会

新潟県後期高齢者医療広域連合議会 8月定例会
令和3年8月31日

◎ 議事日程 第1号

令和3年8月31日（火曜日）午後1時10分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
第2 会期の決定について
第3 議案第6号 専決処分について
新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部改正について
第4 議案第7号 令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入
歳出決算認定について
第5 議案第8号 令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医
療特別会計歳入歳出決算認定について
第6 議案第9号 令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正
予算（第1号）について
第7 議案第10号 令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医
療特別会計補正予算（第1号）について
-

◎本日の会議に付した事件

ページ

- 日程第1 会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
日程第2 会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
日程第3 議案第6号 専決処分について
新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
日程第4 議案第7号 令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳
入歳出決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
日程第5 議案第8号 令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者
医療特別会計歳入歳出決算認定について・・・・・・・・・・ 5
日程第6 議案第9号 令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計
補正予算（第1号）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

日程第7	議案第10号	令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について・・・5
(追加日程)	議案第11号	監査委員の選任について・・・・・・・・・・16

◎出席議員(26名)

高橋三義	大竹雅春	渡邊隆
岡田竜一	重野正毅	阿部聡
吉崎進	三沢嘉男	鈴木一郎
佐野統康	大岩勉	村越洋一
剣持雄吾	大滝勝	山田伸之
佐藤肇	渡辺秀敏	高松守雄
小熊正	松原良彦	宮澤直子
小黒博泰	佐藤守正	小木曾茂子
廣嶋一俊	伝信男	

◎欠席議員(4人)

長谷川孝	田中立一	中沢一博
本保友明		

◎説明のため出席した者

広域連合長	村山秀幸
副広域連合長	小林則幸
事務局長	八木弘
業務課長	矢代睦
総務課総務係長	棚橋祐介
総務課企画係長	新保大祐
業務課医療給付係長	熊倉さおり
業務課資格保険料係長	藤巻祐介

◎職務のため出席した者

議会事務局長	池田文明
--------	------

議 会 事 務 局 員 小 林 妙 子
議 会 事 務 局 員 松 井 円

午後1時10分 開議

○議長（高橋 三義） 会議に先立ち、諸般の報告をいたします。

内容につきましては、お手元に配付したとおり、監査結果の報告です。

監査委員より、本年2月から7月までの例月現金出納検査結果について提出がありました。

検査の結果、計数等はいずれも正確で、出納事務についても適正であると認められたというものです。ここにご報告をいたします。

○議長（高橋 三義） これより、令和3年8月新潟県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。ただ今の出席者数は26名であります。

地方自治法第292条において準用する同法第113条の規定により、定数に達しております。

○議長（高橋 三義） 日程に入る前に、報告をいたします。

本年7月27日まで、本議会の議員でありました、柏崎市選出の齋木裕司議員が、令和3年8月8日にご逝去されました。

誠に哀悼・痛惜の念に堪えません。

ここで、齋木裕司議員のご冥福を祈り、黙とうを捧げることにしたいと思います。ご起立お願いいたします。

[全員起立]

◎議会事務局長（池田文明） 黙とう始め。

[全員黙とう]

黙とうを終わります。

ご着席願います。

△日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋三義） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において、村越洋一議員
及び伝 信男議員を指名いたします。

△日程第2 会期の決定について

○議長（高橋三義） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、よって、会期は本日1日と決定いたしました。

△日程第3 議案第6号 専決処分について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部
改正について

△日程第4 議案第7号 令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計
歳入歳出決算認定について

△日程第5 議案第8号 令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高
齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第6 議案第9号 令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会
計補正予算（第1号）について

△日程第7 議案第10号 令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高
齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋三義） 次に、日程第3、議案第6号「専決処分について 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」から日程第7、議案第10号「令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題といたします。広域連合長の説明をお願いいたします。

◎広域連合長（村山秀幸） はい。議長

○議長（高橋三義） 村山広域連合長

[広域連合長、登壇、説明]

◎広域連合長（村山秀幸） 広域連合長の村山でございます。それでは、議案第6号から議案第10号につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第6号、専決処分について、でございます。これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したものでございます。本改正は、文言の整理に関するものであり、現行の取扱いを変更するものではありませんが、速やかに法令上の規定と整合を図る必要がありますことから、3月25日付けで専決処分いたしましたものでございます。

次に、議案第7号「令和2年度新潟県後期高齢者医療 広域連合一般会計歳入歳出決算認定」及び議案第8号「令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」について、ご説明を申し上げます。

初めに、一般会計の決算についてでございます。

主な歳入は、構成する県内全市町村からの負担金のほか、国庫補助金などがございます。

次に、主な歳出でございます。事務局運営経費などの後期高齢者医療制度の円滑な運営に必要な経費でございます。

令和2年度一般会計の決算額は、千円単位で申し上げますと、歳入総額10億7,929万8千円で、収入率99.8パーセント、歳出総額10億1,956万8千円で、執行率94.3パーセント、歳入歳出差引額は5,973万円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算について、でございます。まず、主な歳入は、構成する県内全市町村からの支出金のほか、国、県、支払基金からの支出金及び基金繰入金などでございます。

次に、主な歳出でございます。療養給付費などの保険給付費のほか、健康診査や重症化予防、フレイル対策といった事業を実施する保健事業費などでございます。

令和2年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、千円単位で申し上げますと、歳入総額2,740億5,643万1千円で、収入率100.7パーセント、歳出総額2,626億156万6千円で、執行率96.5パーセント、歳入歳出差引額は、114億5,486万5千円となっております。

次に、議案第9号「令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」についてでございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ15万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,468万9千円とするものでございます。

内容といたしましては、令和2年度国庫補助事業の精算に係る経費を補正するものでございます。

次に、議案第10号「令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてでございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ115億4,104万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,811億7,162万6千円とするものでございます。

内容といたしましては、令和4年度後半に予定されている窓口負担割合2割の新設に関するリーフレットの送付等にかかる経費や、医療財政調整基金への積立金、及び、令和2年度医療給付費の実績に基づく各種負担金や補助金等の精算に係る経費などを補正するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議のうえ、速やかにご賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋三義） 次に、議会事務局長から本件につきまして補足説明の発言を求められておりますので、これを許可いたします。

◎事務局長（八木弘） 議長。

○議長（高橋三義） 八木事務局長。

〔八木事務局長、自席、説明〕

◎事務局長（八木弘）

それでは、議案第6号から第10号についての補足説明をさせていただきます。

薄い冊子「令和3年8月議会定例会提出議案の概要」という資料になりますけれども、こちらのご用意をお願いします。議案概要につきましてご説明いたします。

「概要」の表紙をおめくりいただき、1ページをお開きください。

議案第6号「専決処分について 専決第1号新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」でございます。

おめくりいただいて3ページです。

初めに一部改正の理由でございます。新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）により、本条例において傷病手当金の対象としております新型コロナウイルス感染症に関する法令の規定が改正されたことに伴い、関連する条項の改正を行ったものでございます。なお、本改正は連合長の説明にもございましたとおり、文言の整理に関するもので、対象とする傷病の範囲等、現行の取扱いを変更するものではありません。

次に、条例改正の概要でございますが、第2条の2第1項中、「新型インフルエンザ等特別対策措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改めたものです。

専決処分とした理由ですが、新型インフルエンザ等特別対策措置法等の一部を改正する法律は、令和3年2月13日に施行されており、速やかに法令上の規定と整合を図る必要があるものの、この間において議会の招集が困難であったことから、3月25日付けで専決処分とさせていただいたものでございます。5ページには、条例の新旧対照表を掲載しております。なお、この新型コロナウイルス感染症に起因する傷病手当金給付制度につきましては、昨年4月の制度開始から本日8月31日現在までの間、当広域連合には傷病手当金の申請はございません。

次に、議案第7号、第8号の決算に関する説明の前に、カラー印刷のA3版、

横1枚ものの資料「令和2年度決算に係る事業概要説明」によりまして、決算に表れている被保険者数や医療給付費などの主な数値の経年変化などについてご説明いたします。お手元にご用意をお願いいたします。なお、この資料は、「令和2年度主要な施策の成果説明書」をベースに、数値をグラフ化したものでございます。

まず、「1 被保険者数の推移」についてです。

被保険者数は令和2年度の月平均で37万4,039人、対前年比0.4%のマイナスとなっており、平成20年度の後期高齢者医療制度発足以来、当広域連合では初めての減少ということになります。これは、令和2年度に75歳年齢に到達する世代が、終戦前後の混乱期のお生まれで、その前後の世代に比べて人口が少ないことが理由です。この傾向は3年度においても続くものと推計しておりますが、4年度以降は、いわゆる「団塊の世代」の方々が、75歳年齢に到達することになりますので、被保険者数は大きく増加に転ずるものと見込んでおります。

次に、「2 医療給付費の推移」についてです。

令和2年度は、2,548億7,700万円で、対前年比3.3%の減となっております。こちらも制度発足以来の減少となります。

また、全国の「医療費」の動向から推計しますと、全国平均と比較して、やや大きな減少となっております。

また、医療給付費を診療種別で見ますと、医科が3.2%、歯科が4.6%、調剤が4.4%、その他が0.6%とそれぞれ減少しております。

これにつきましては、全体で0.46%のマイナスであった診療報酬の改定に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による受診控えなどが大きく影響したものと考えております。

次に、「3 1人当たり医療給付費の推移」です。

令和2年度は、年額68万1,420円、対前年比3.0%の減となりました。

令和2・3年度保険料率改定時における推計では70万6,318円と見込んでおりましたので、大きくこれを下回る結果となっております。グラフをご覧くださいますとお分かりのとおり、これまでも診療報酬改定等により「1人当たり医療給付費」が前年度から減ずることは、度々あったわけですが、これだけ大きい減少は初めてのことであり、改めてコロナ禍の影響の大きさというものを痛切に感じております。なお、対前年比実績値につきましては、全国の「1人当たり医療費」の動向から推計しますと、全国平均と、ほぼ同程度の減少となっております。

次に、「4 保険料収入(現年度分)の推移」です。

令和2年度は198億1,700万円で、対前年比は9.6%の増となります。

これは、保険料率を改定し、引き上げたことや、国による保険料軽減割合の見直しが行われたことによるものでございます。

この増加傾向は、次の「5 1人当たり平均保険料の推移」においても同様でございます。令和2年度の1人当たり平均保険料は、年額5万974円で、前年度より10.8%の増となっております。なお、新潟県の1人当たり保険料は、令和2年度の料率改定の時点におきましては、全国では4番目に低い保険料となっております。

また、次の「6 保険料軽減額と対象者数の推移」が、国による保険料の軽減割合の見直しにより、均等割の8割軽減が7割軽減に、8.5割軽減が7.75割軽減に引き下げられたものの、一方で保険料率を引き上げる改定を行ったことから、保険料の軽減額は、62億8,800万円、前年比0.7%の増ということになりました。

なお、対象者数は25万8,384人で0.4%の増となっております。

次に、医療給付費等を一定の割合で市町村が負担をさせていただいております「7 市町村負担金の推移」は、267億9,100万円で、対前年度比で0.6%の増となっております。以上、決算の主な数値の経年変化についてご説明いたしました。

それでは「議案概要」にお戻りいただきまして、7ページをお開きください。議案第7号「令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」でございます。おめくりいただき、9ページ、主なものをご説明いたします。なお、この資料では、決算額の表記は千円単位としております。また、参考として決算書の該当ページを各説明欄に記載しております。

「決算概要」は、歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額ともに記載のとおりであり、差引額5,973万円は、令和3年度に繰り越し、市町村からの共通経費負担金の減額や国庫補助金等の返還などの財源といたします。

中ほどの「主な歳入」です。

市町村から事務的経費に対してご負担をいただく「分担金及び負担金」、適正受診の普及啓発事業等に対する特別調整交付金などの「国庫支出金」のほか、「諸収入」などがございます。金額については、記載のとおりです。

続きまして、「主な歳出」です。「総務費」の「特別会計事務費繰出金」は、医療給付に係る事務費を特別会計へ繰り出したものです。この他については、記載のとおりであります。

次に、11ページ、議案第8号「令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期

高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」でございます。

おめくりいただき、13 ページ、主なものについてご説明いたします。

「決算概要」は、歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額ともに記載のとおりでございます。差引額 114 億 5,486 万 5 千円は、令和 3 年度に繰り越し、令和 2 年度分の療養給付費等の精算により、市町村・国・県及び支払基金に対する返還金の財源として充当するほか、残額を医療財政調整基金に積み立てをいたします。

次に、中ほどの「主な歳入」です。

「市町村支出金」「国庫支出金」「県支出金」「支払基金交付金」は、主に歳出における療養給付費等の財源として、それぞれに定められた負担率により受け入れたものでございます。「繰入金」は、特別会計に係る事務費分の財源として受け入れた「一般会計繰入金」、「繰越金」は、令和元年度からの繰越金でございます。

次に、「主な歳出」です。「総務費」は、決算額 10 億 1,364 万 5 千円、事業別の主な内訳は記載のとおりでございます。

次に、14 ページの「保険給付費」です。決算額は記載のとおりで、内訳は、療養給付費、その他療養諸費、審査支払手数料、高額療養諸費及び葬祭費です。

昨年度比 3.4%の減となりますが、これは先ほど「決算に係る事業概要説明」でご説明しましたとおり、主に療養給付費等の減によるものでございます。

「県財政安定化基金拠出金」は、保険料収入額の不足等に対する財政リスク軽減のために新潟県が設置しております基金に対しての広域連合からの拠出金です。

国、県、広域連合がそれぞれ 3 分の 1 ずつを拠出し、基金を造成しています。

15 ページの「保健事業費」です。健康診査については、各市町村への委託料で、受診率は全体で 21.0%、前年度より 5.6 ポイント下がっております。これにつきましても、新型コロナウイルスの影響によるものでございます。

決算説明の最後、17 ページ、「財産の状況」につきましては、記載のとおりでございます。次に、19 ページをご覧ください。議案第 9 号「令和 3 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計 補正予算（第 1 号）」について」でございます。

おめくりいただき、21 ページ、補正予算額は、15 万 1 千円の追加でございます。補正理由は、令和 2 年度の国庫補助事業の精算に係る経費を補正するもので、「歳入」の「繰越金」については、先ほど一般会計決算においてご説明いたしました歳入歳出差引額を令和 3 年度に繰り越した一部を財源とするものでございます。

「歳出」の「総務費」「償還金」は、特別調整交付金の精算による国への返還に要する経費でございます。

次に、23 ページをご覧ください。議案第 10 号「令和 3 年度後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 補正予算（第 1 号）について」でございます。

おめぐりいただき、25 ページ、「補正額」は、歳入歳出予算ともに 115 億 4,104 万円の追加でございます。「補正理由」は、制度改正に伴う窓口負担割合 2 割に関するリーフレットの送付等の経費や、医療財政調整基金への積立金、及び、令和 2 年度保険給付費等の実績に基づく各種負担金等の精算に係る経費を補正するものでございます。

歳入の「市町村支出金」は、実績に基づく精算により、負担金の不足分を受け入れるもの、次の「国庫支出金」は、令和 4 年度後半に予定されております窓口負担割合 2 割の新設に関するリーフレットの印刷や郵送代等を周知広報経費として、国の特別調整交付金で受け入れるものでございます。また、「繰越金」は、令和 3 年度に繰り越しました前年度特別会計決算の歳入歳出差引額を、国・県などへの返還金等の財源に充当するものです。

歳出の「総務費」のうち「医療給付経費」は、2 割負担新設にかかる周知広報経費分、次の「医療財政調整基金経費」は、前年度の繰越金の一部を返還金に充てたのち、その残額を医療財政調整基金に積み立てるものです。「諸支出金」「償還金」は、市町村・国・県・支払基金から受け入れた令和 2 年度分の負担金などのうち、実績に基づく超過分を返還するものです。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高橋三義） 次に、監査委員から議案第 7 号及び第 8 号についての審査結果の発言を求められております。これを許可いたします。

○議長（高橋三義） 小柴監査委員。

◎監査委員（小柴昭彦） 監査委員の小柴です。よろしくお願いいたします。

それでは決算審査報告をいたします。

地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 2 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であると認められました。

また、予算の執行状況においても、適法かつ適正に執行されたものと認められ

ました。意見のまとめについて申し上げます。

今後も医療費の増大が見込まれる中で、後期高齢者医療制度は安定的かつ持続的に運営していく必要があります。

そのために、令和4年度後半の導入が決定した一部負担金の窓口負担割合2割について、制度の周知を進めるとともに、令和4年度から2年間適用される新保険料率が適切なものとなるよう改定作業を行っていただきたいと思います。

また、「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施」については、関係市町村と連携を強化し、なお一層フレイル対策に取り組むなど、効果的に保健事業が実施されるよう努めていただきたいと思います。

また、新型コロナウイルスの影響による医療費の動向や、被保険者の今後の健康状態に十分注視していく必要があると考えます。

最後に、今後も後期高齢者の健康寿命延伸につながる保健事業を展開するとともに、医療費の動向の把握や医療給付費の円滑な給付に努め、被保険者の健康保持・増進に寄与するよう期待しております。なお、詳細につきましては、お手元の決算審査意見書をご参照いただきたいと思います。以上で、決算審査に係る意見報告を終わります。

○議長（高橋三義） それでは、これより、議案第6号「専決処分について 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終結いたします。

これより、議案第6号「専決処分について新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第7号「令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認め、

これをもちまして、討論を終結いたします。

次に、議案第7号「令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第8号「令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 8 号「令和 2 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第 9 号「令和 3 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 9 号「令和 3 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋三義） 次に、議案第 10 号「令和 3 年度新潟県後期高齢者医療広

域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第10号「令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

△（追加日程） 議案第11号 監査委員の選任について

○議長（高橋三義） ただ今、広域連合長から議案第11号「監査委員の選任について」が提出されました。

ここで、本議案を配付いたします。

〔議案の配付〕

お諮りいたします。ここで、日程を追加し、本議案を議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

広域連合長の説明を求めます。

◎**広域連合長（村山秀幸）** 議長。

○**議長（高橋三義）** 村山広域連合長。

◎**広域連合長（村山秀幸）** ただ今、追加提案させていただきました議案第 11 号
監査委員の選任について、説明申し上げます。

監査委員の選任につきましては、これまで、柏崎市議会より選出の齋木裕司議員にその職を務めていただいておりますが、本年 7 月 27 日をもって、当広域連合議員を辞職されたことに伴い、その職についても退任となっております。

そこで、後任の監査委員につきまして、当広域連合規約第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により、その選任について議会の同意をいただきたく提出するものです。

後任の監査委員につきましては、糸魚川市大字桂 397 番地 1 田中立一議員を選任いたしたいとするものでございます。よろしくご同意をお願い申し上げます。

○**議長（高橋三義）** なお、本件は、地方自治法第 292 条において準用する同法第 117 条の規定により、議員の除斥に該当いたしますが、田中立一議員は本日欠席のため、このまま質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 11 号「監査委員の選任について」を採決いたします。

本件については、これについて同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。

よって、本件については、これに同意することと決しました。

これで本日の日程は、全て終了しました。

ここで、広域連合長より発言を求められておりますので、許可いたします。

○議長（高橋三義） 村山広域連合長。

◎広域連合長（村山秀幸） ただいま議長より、発言の機会をいただきました。誠にありがとうございます。

議員の皆様もおわかりの方がおられると思いますけれども、私は本年 11 月 8 日までの上越市長の任期をもちまして、その職を退くこととなったところでございます。したがって、同時に広域連合長も退任するわけでございますが、平成 30 年 11 月の連合長就任から、議会の皆様をはじめ、多くの皆様のご支援、また、ご協力をいただいたおかげで、無事にその務めを果たすことができたものと考えておるところでございます。退任まで残り 2 か月程となったわけでございますけれども、議員の皆様と一堂に会してお会いすることも、本日が最後と思いましたので、この場をお借りして、改めて心から感謝と御礼を申し上げさせていただきます。誠にありがとうございました。

（拍手）

秋が深まるころには、新しい連合長が誕生することと思われまますけれども、引

き続いて、議会の皆様方と共に、当広域連合の健全な運営、そして、発展にお力添えをいただくことを心から願っているところでございます。これまで皆様方の多くのご支援、ご協力をいただきましたことに、心から感謝、御礼申し上げご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(拍手)

○議長（高橋三義） 以上をもちまして、令和3年新潟県後期高齢者医療広域連合議会8月定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後1時53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

高橋 三義

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

村越 洋一

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

伝 信男